

# 第2章 計画の基本的考え方

## 1. 基本理念

勝山市環境基本計画の基本理念は、「勝山市環境基本条例」第3条に示される基本理念とします。

### 勝山市環境基本条例(平成15年条例第19号)

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、地球資源が有限であることを認識し、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

## 2. 実現すべき環境像

上記の環境理念に基づき、勝山市の実現すべき環境像を次のとおりとします。

環境像の実現のためには、市民、事業者、行政など様々な主体が、環境問題に対して当事者意識を持ち、自ら行動しなければなりません。そのうえで、様々な主体が連携体制を築き、環境像の実現と持続をめざして、協働していくことが重要です。

### 実現すべき環境像

太古からの豊かな自然  
美しい環境を未来に受け継ぐまち かつやま

### 3. 基本政策

勝山市環境基本計画では、従来の環境基本計画にあるような環境問題の解決を目標とする分野別の施策を、SDGsの考え方を活用して見直しを行い、環境像の実現およびSDGsの達成による環境・経済・社会の統合的向上をめざし5つの基本政策に取り組みます。

## SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、2015年9月に国連で採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成するという目標になっていて、17のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な169項目のターゲット（達成基準）があります。

国連持続可能な開発目標（SDGs）					
 <p><b>1 貧困をなくそう</b></p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p><b>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b></p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 <p><b>13 気候変動に 具体的な対策を</b></p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <p><b>2 飢餓をゼロに</b></p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 <p><b>8 働きがいも 経済成長も</b></p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(デイクエスト・ワーク)を促進する	 <p><b>14 海の豊かさ を守ろう</b></p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <p><b>3 すべての人に 健康と福祉を</b></p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p><b>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</b></p>	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 <p><b>15 陸の豊かさも 守ろう</b></p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 <p><b>4 質の高い教育を みんなに</b></p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 <p><b>10 人や国の不平等を なくそう</b></p>	各国内及び各国間の不平等を是正する	 <p><b>16 平和と公正を すべての人に</b></p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p><b>5 ジェンダー平等を 実現しよう</b></p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 <p><b>11 住み続けられる まちづくりを</b></p>	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 <p><b>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</b></p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
 <p><b>6 安全な水とトイレを 世界中に</b></p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 <p><b>12 つくも責任 つかう責任</b></p>	持続可能な生産消費形態を確保する		

出典) 環境省「持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド」より抜粋

## 基本政策

# 1

ごみの減量や循環資源の利用を推進し『循環型社会』の構築をめざします

ごみの排出量を減らすための食品ロスの削減および都市鉱山の活用等による3Rの推進や、不法投棄の防止、河川の清掃活動など廃棄物の適正処理の取り組みにおいて、市民、事業者、行政の連携を推進し、循環型社会の構築をめざします。

### 関連するSDGsのゴール



## 基本政策

# 2

温室効果ガス排出量の削減を推進し『低炭素社会』の構築をめざします

省エネルギー対策による温室効果ガス排出量の削減や、当市の豊かな自然環境を活用した雪氷熱、小水力等の再生可能エネルギーの普及促進の取り組みにおいて、市民、事業者、行政の連携を推進し、低炭素社会の構築をめざします。

### 関連するSDGsのゴール



## 基本政策

# 3

## 生物多様性などの自然環境の保全と社会経済活動が調和した『自然共生社会』の構築をめざします

「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」をはじめとする豊かな自然環境を活かしたまちづくりや、希少動物の保全および外来生物の防除による生物多様性の保全、持続可能な農林業の振興を通じて、自然共生社会の構築をめざします。

### 関連する SDG s のゴール



## 基本政策

# 4

## 環境教育・学習の機会を充実し環境保全に関心をもてる『人づくり』に取り組みます

市内小中学校における環境教育を中心とした ESD の推進や市民向けの環境学習の機会の提供を通じて、環境にやさしい持続可能な社会の実現のため、多様な環境問題に関心を持ち、自ら考え行動できる人づくりに取り組みます。

### 関連する SDG s のゴール



基本政策

5

環境に配慮した安全で快適に暮らせる  
『まちづくり』に取り組みます

バスや鉄道などの公共交通の利用促進、大気汚染や水質汚濁の防止、水害や土砂災害等の自然災害に対する適応力の強化を図り、私たちの生活に密接する環境に配慮した安全で快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

### 関連する SDG s のゴール

